公　　示

公示第３８号

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数
及び処分期間の配分について

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分を「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について」（平成２５年９月２０日付け公示第４２号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について」（平成２８年１１月１８日付け公示第５６号。以下「貸切処分基準」という。）、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月３０日付け公示第５４号）、及び「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（令和８年１月２９日付け公示第７０号）に基づき下記のとおり定める。

なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分について」（平成２５年９月２０日付け公示第４６号）は、令和８年７月３０日限り、廃止する。

令和８年７月３０日

北陸信越運輸局長　佐　橋　真　人

記

１．処分車両数及び使用停止期間の配分方法

運送事業の種類ごとに、以下のとおりとする。

（１）一般乗合旅客自動車運送者事業及び特定旅客自動車運送事業者

①　処分車両数は、処分日車数及び当該営業所の配置車両数に応じ次の表のとお

りとする。

配置車両数 / 処分日車数	5 両以下	6～10 両	11～30 両	31～50 両	51～100 両	101～150 両	151～200 両	201 両以上
～ 50 日車	1 両	1 両	2 両	2 両	4 両	6 両	8 両	10 両
51～100 日車	1 両	1 両	2 両	3 両	6 両	9 両	12 両	15 両
101～200 日車	1 両	2 両	3 両	4 両	8 両	12 両	16 両	20 両
201～300 日車	1 両	2 両	3 両	5 両	10 両	15 両	20 両	25 両
301 日車以上	1 両	2 両	4 両	6 両	12 両	18 両	24 両	30 両

② 使用停止期間は、処分日車数を処分車両数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは処分の対象とする車両の内１両に余りに相当する日車数を加えた期間とする。

（２）一般貸切旅客自動車運送事業者

処分車両数及び使用停止期間は、貸切処分基準３．（４）に基づき決定するものとする。

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者

① 処分車両数は、処分日車数及び当該営業所の配置車両数に応じ次の表のとおりとする。

配置車両数 / 処分日車数	5 両以下	6～10 両	11～30 両	31～50 両	51～100 両	101～150 両	151～200 両	201 両以上
～ 50 日車	1 両	1 両	2 両	2 両	4 両	6 両	8 両	10 両
51～100 日車	1 両	1 両	2 両	3 両	6 両	9 両	12 両	15 両
101～200 日車	1 両	2 両	3 両	4 両	8 両	12 両	16 両	20 両
201～300 日車	1 両	2 両	3 両	5 両	10 両	15 両	20 両	25 両
301 日車以上	1 両	2 両	4 両	6 両	12 両	18 両	24 両	30 両

（注１）遊休車両がある場合、配置車両数及び処分日車数に応じ該当する車両数に遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。ただし、処分車両数が当該営業所の配置車両数の３０％を超える場合は、３０％を上限とする。

② 使用停止期間は、処分日車数を処分車両数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは処分の対象とする車両の内１両に余りに相当する日車数を加えた期間とする。

２．使用停止対象車両の決定方法

運送事業の種類ごとに、以下の順に該当する車両を指定するものとする。

（１）一般乗用旅客自動車運送事業を除く旅客自動車運送事業者

① 違反事業者の違反営業所等の違反車両

② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登

録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

③　違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

④　違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

（２）一般乗用旅客自動車運送事業者

①　違反事業者の違反営業所等の違反車両

②　違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）

③　違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両④の車両を除く。）

④　違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

３．遊休車両数の決定方法

（１）「遊休車両の台数」は、次の式により算出する（１台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。

監査日において事業者が保有する車両数×（１－実働率）

（注１）実働率は、原則として、監査日前３ヶ月（土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。

（注２）特種需要に対応する車両、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両については、稼働車両に含めるものとする。

（２）監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両の台数に加えるものとし、その間に減車が確認されたときは、その台数分を遊休車両の台数から減ずるものとする。

附　則（令和８年９月８日付け公示第５０号で一部改正）

この公示は、令和８年９月８日から施行する。